

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第二条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第四条 法第十四条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(船主相互保険組合法施行令に係る電磁的方法)</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第二条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(船主相互保険組合法施行令に係る電磁的方法)</p>

<p>第七條 船主相互保險組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十 七号）第一條第一項又は第三條第一項の規定により示すべき電磁 的方法（法第十四條第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同 じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録し たものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>（清算人が提出する電磁的記録）</p> <p>第六十九條 法第四十八條第一項において準用する保険業法第七 十六條（決算書類等の提出）に規定する内閣府令で定める電磁的 記録は、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録 したものとす。</p>	<p>第七條 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を 確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイ ルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>（電磁的記録による決算書類の提出）</p> <p>第六十九條 法第四十八條第一項において準用する保険業法第七 十六條（決算書類等の提出）に規定する内閣府令で定めるものは 、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実 に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報 を記録したものとす。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	